

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案） 〈原子力規制委員会評価委員会〉
原子力安全基盤機構	理事	H22. 1. 1～25. 9. 30 (同上)	0. 9

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「原子力規制委員会所管独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率（案）について」（平成 26 年 1 月 27 日付け原独評第 1401231 号）をもって解散前の原子力規制委員会独立行政法人評価委員会から通知のあった、独立行政法人原子力安全基盤機構の理事にかかる業績勘案率（案）「0.9」について、別紙のとおり意見を申し上げます。

1. 貴委員会では、理事の業績勘案率（案）について、適切に評価しがたい事由や考慮すべき特段の事由として、検査業務で一部未実施があったこと、拡散シミュレーションで方向の表示ずれがあったことなど種々のミスが発生した一方、原子力安全・保安院のストレステスト審査への評価支援や福島第一原子力発電所事故後の対応など功績を認めて「0.9」としている。
2. しかし、当委員会では、原子力安全・保安院のストレステスト審査への評価支援や福島第一原子力発電所事故後の対応は法人本来の業務であって、これを功績とするようなものではないと考えている。
3. また、法人業績において、検査業務に関しては、平成24年1月の第三者調査委員会報告書及び平成25年5月の参議院決算委員会警告決議において、事業者依存体質等の問題点が指摘されており、組織体質に起因する法人全体のガバナンスに問題があったと考えられ、重大な減算要因である。
4. さらに、個人業績において、当該理事が技術的な責任者であったことを踏まえると、拡散シミュレーションの計算誤りが多発し、平成24年10月に公表したシミュレーション結果の修正を複数回繰り返したことは、重大な減算要因である。

以上の減算要因を踏まえ、理事の業績勘案率（案）については、当委員会はさらに引き下げるべきであると考えます。